



地域クラブ活動、次期改革期間に向けた 持続可能な取組について

令和8年1月24日（土）

文化庁 参事官（芸術文化担当）付

参事官補佐 奈雲太郎

【要旨】

1. 中学校の部活動を取り巻く現状・課題及び改革の必要性
2. これまでの経緯と改革の現状、地方公共団体の取組事例
3. 今後の方針

1. 中学校の部活動を取り巻く現状・ 課題及び改革の必要性

【部活動の位置付け・実態】

- 生徒の自主的・自発的活動だが、学校教育活動の一環として位置付け
(「学習指導要領」の総則に明記 (次頁参照))
- 約 6 割の生徒が運動部活動に、約 2 割の生徒が文化部活動に参加
- 運動部では週 4 ~ 5 日、活動している部活動が多い

＜部活動の意義＞

- 生徒のスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保
- 生徒の自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養
- 生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係を構築 など



近年、少子化の進展等により、従前と同様の形での運営が困難に・・

【参考】学習指導要領における部活動の位置付け

中学校学習指導要領（平成29年告示）における記載

第1章 総則

第5 学校運営上の留意事項

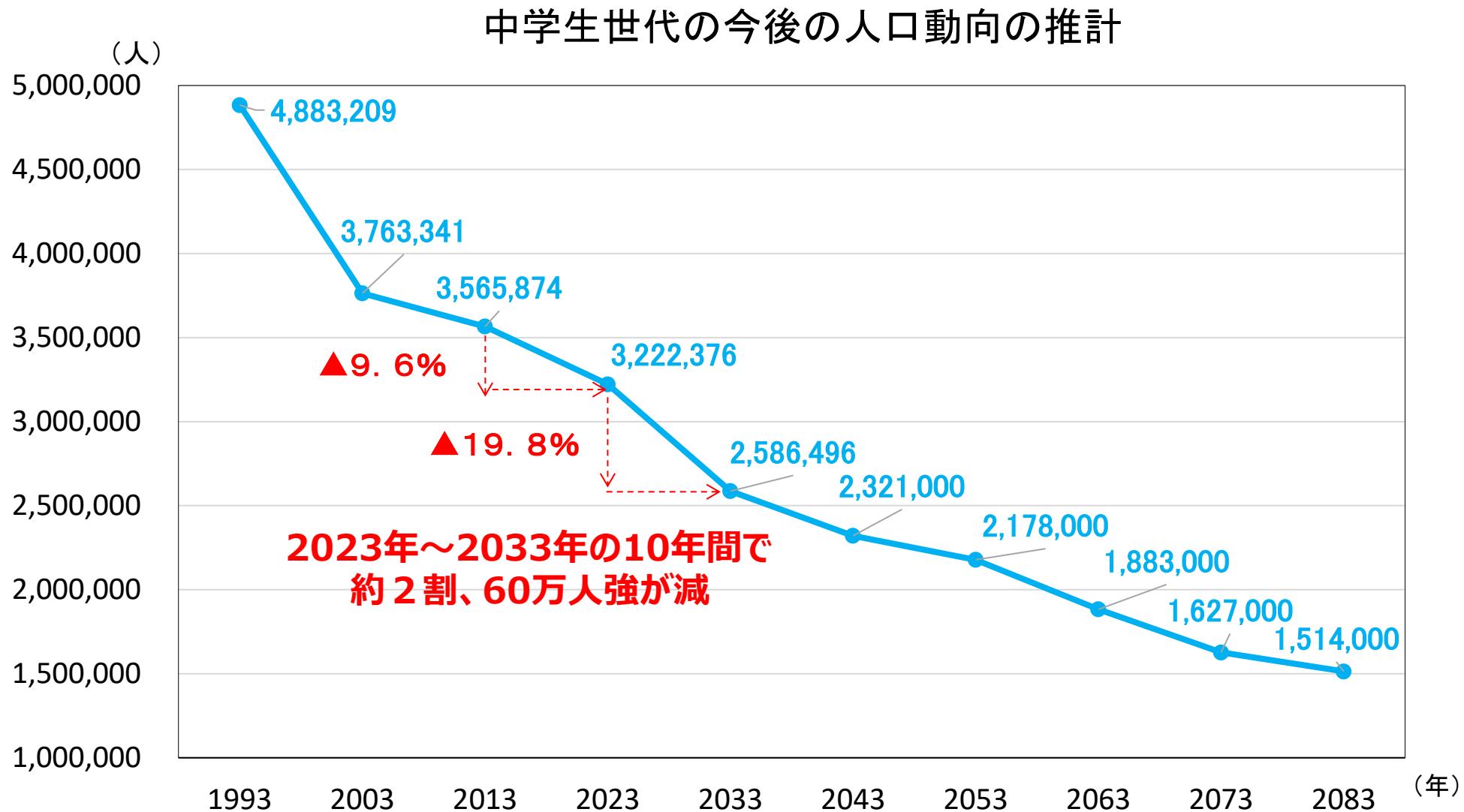
1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。
特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、
科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資
質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図ら
れるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教
育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能
な運営体制が整えられるようにするものとする。

※高等学校・特別支援学校についても、同様の記載

少子化・人口減少の加速化

- 学校数の減少、それ以上に進む少子化で生徒数／学校はさらに小さくなる中、部活動は持続困難



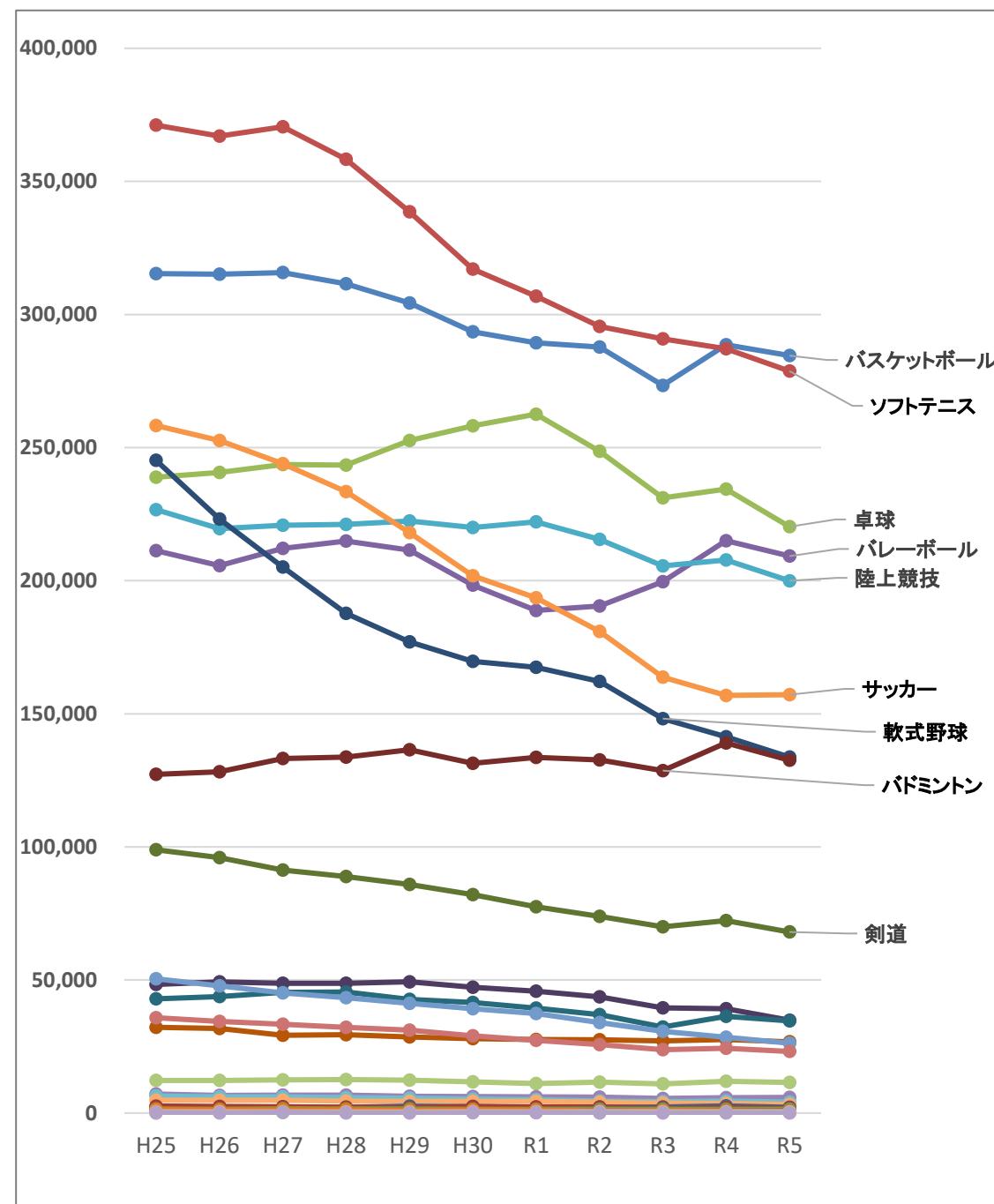
中学生世代の人口数は4月1日時点において12～14歳の者の数

厚生労働省作成「人口動態統計」月報（2023年4月）により算出するとともに、将来の出生者数について、国立社会保障・人口政策研究所作成「日本の将来推計人口（令和5年推計）詳細結果表」の「1. 出生中位（死亡中位）推計」を基に算出。

運動部活動に加入している中学生数の推移

競技	H25	R5
バスケットボール	315,354	284,551
ソフトテニス	371,121	278,750
卓球	238,854	220,288
バレーボール	211,259	209,216
陸上競技	226,692	199,969
サッカー	258,291	157,170
軟式野球	245,219	133,725
バドミントン	127,239	132,512
剣道	98,913	68,026
水泳競技	48,358	34,879
テニス	42,883	34,668
ハンドボール	32,205	26,745
ソフトボール	50,418	26,242
柔道	35,809	23,131
弓道	12,269	11,451
ラグビー	7,152	5,887
体操競技	6,387	4,115
新体操	4,825	3,202
空手	2,315	2,176
スキー	2,641	1,918
ホッケー	1,545	1,434
アーチェリー	763	766
なぎなた	834	696
相撲	1,343	655
スケート	550	467
アイスホッケー	500	395
レスリング	96	140
フィギュア	51	22
合計	2,343,886	1,863,196

H25との比較	
増減率	増減
-9.77%	-30,803
-24.89%	-92,371
-7.77%	-18,566
-0.97%	-2,043
-11.79%	-26,723
-39.15%	-101,121
-45.47%	-111,494
4.14%	5,273
-31.23%	-30,887
-27.87%	-13,479
-19.16%	-8,215
-16.95%	-5,460
-47.95%	-24,176
-35.40%	-12,678
-6.67%	-818
-17.69%	-1,265
-35.57%	-2,272
-33.64%	-1,623
-6.00%	-139
-27.38%	-723
-7.18%	-111
0.39%	3
-16.55%	-138
-51.23%	-688
-15.09%	-83
-21.00%	-105
45.83%	44
-56.86%	-29
-20.51%	-480,690



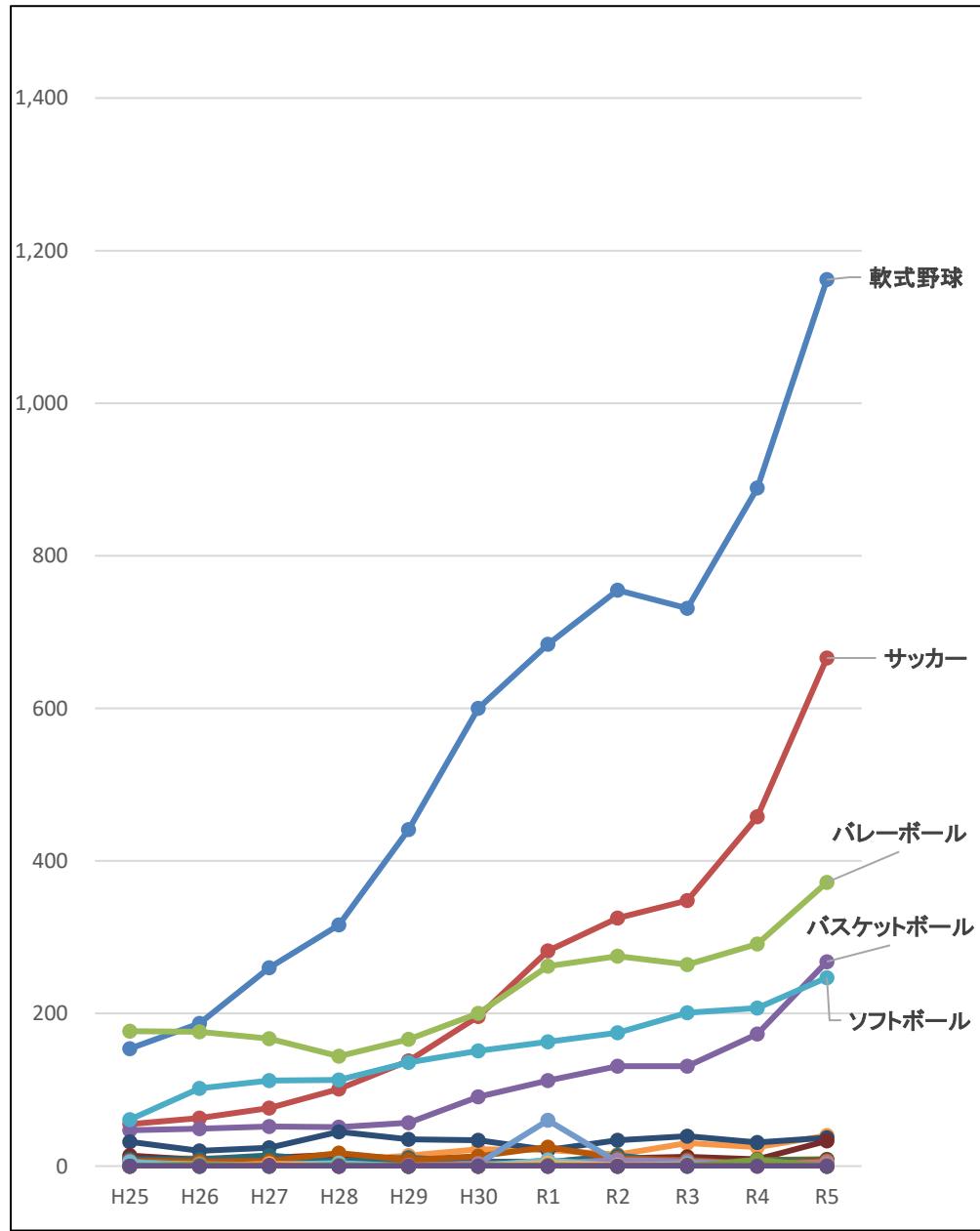
(出典) (公財)日本中学校体育連盟「加盟校・加盟生徒数調査」の調査結果を元に作成。

中学校における合同部活動実施チームの推移

- 厳しい状況を反映して、合同部活動の実施が急速に増加（特にR4⇒R5での伸びが著しい）

競技	H25	R5
軟式野球	154	1162
サッカー	55	666
バレーボール	177	372
バスケットボール	47	268
ソフトボール	61	247
ハンドボール	10	40
ラグビー	32	37
アイスホッケー	14	33
ホッケー	5	9
陸上競技	5	8
卓球	9	7
剣道	7	7
水泳競技	0	5
ソフトテニス	3	5
バドミントン	5	2
柔道	6	2
体操競技	5	0
新体操	0	0
相撲	0	0
スキー	0	0
スケート	0	0
空手	0	0
合計	595	2,870

H25との比較	
増減率	増減
654.5%	1,008
1110.9%	611
110.2%	195
470.2%	221
304.9%	186
300.0%	30
15.6%	5
135.7%	19
80.0%	4
60.0%	3
-22.2%	-2
0.0%	0
-	5
66.7%	2
-60.0%	-3
-66.7%	-4
-100.0%	-5
-	0
-	0
-	0
-	0
-	0
-	0
-	0
382.4%	2,275



(出典) (公財)日本中学校体育連盟「加盟校・加盟生徒数調査」の調査結果を元に作成。

【部活動の課題】

- 少子化の進展により、従前と同様の学校単位での体制での運営は困難。
学校や地域によっては存続が厳しい。
- 必ずしも専門性や意思に關わらず教師が顧問を務める指導体制の継続は、学校の働き方改革が進む中、より困難。



- 少子化が進む中でも、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保
- 学校で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障
- 生徒のみならず、地域住民にとってもより良いスポーツ・文化芸術の環境整備。
スポーツ・文化芸術による「まちづくり」、「地域活性化」

2. ①これまでの経緯と改革の現状

学校における部活動改革の経緯・取組①

●平成31年1月

「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（中教審答申）

特に、中学校における教師の長時間勤務の主な要因の一つである部活動については、地方公共団体や教育委員会が、学校や地域住民と意識共有を図りつつ、地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、**将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである。**

●令和元年11月（衆議院）・12月（参議院）

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、教育職員の負担軽減を実現する観点から、**部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること。**

●令和2年9月

「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」（スポーツ庁・文化庁・初等中等教育局 事務連絡）

休日の部活動における生徒の指導や大会の引率については、学校の職務として教師が担うのではなく地域の活動として地域人材が担うこととし、地域部活動を推進するための実践研究を実施する。その成果を基に、**令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする。**

●令和3～4年度

予算事業として**「地域運動部活動推進事業」（実践研究）を実施**

運動部活動の地域移行に関する検討会議提言(R4年6月)

- 休日の部活動から段階的に地域移行していくことを基本とし、改革集中期間（達成目標：令和5年度から3年後の令和7年度末）を設定。（合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す）

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(R4年12月)

- 学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
具体的には、令和5年度から令和7年度までの3年間を「改革推進期間」として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す。

改革推進期間

令和5年度当初予算

地域移行に関する 実証事業の実施

※スポーツ：339市区町村
文化：95市区町村

令和5年度補正予算

・令和6年度当初予算 実証事業の実施

※スポーツ：510市区町村
文化：161市区町村

令和6年度補正予算・ 令和7年度予算

実証事業の実施

※スポーツ：670市区町村
文化：251市区町村

地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議(R6年8月～)

「改革推進期間」終了後（令和8年度以降）の改革の方向性や総合的な方策を検討
令和6年12月に中間とりまとめ、令和7年5月16日に最終とりまとめ

部活動改革の全体像（イメージ）

少子化が進む中でも、**将来にわたって生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続的に親しむ機会を確保・充実**するため、学校部活動の『地域連携』及び『地域展開』を推進

「学校部活動」

- 学校が主体となる学校教育活動（教育課程外）
- 学校の教師が自校の生徒に指導



学校部活動の『地域連携』

- 合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保

「地域クラブ活動」

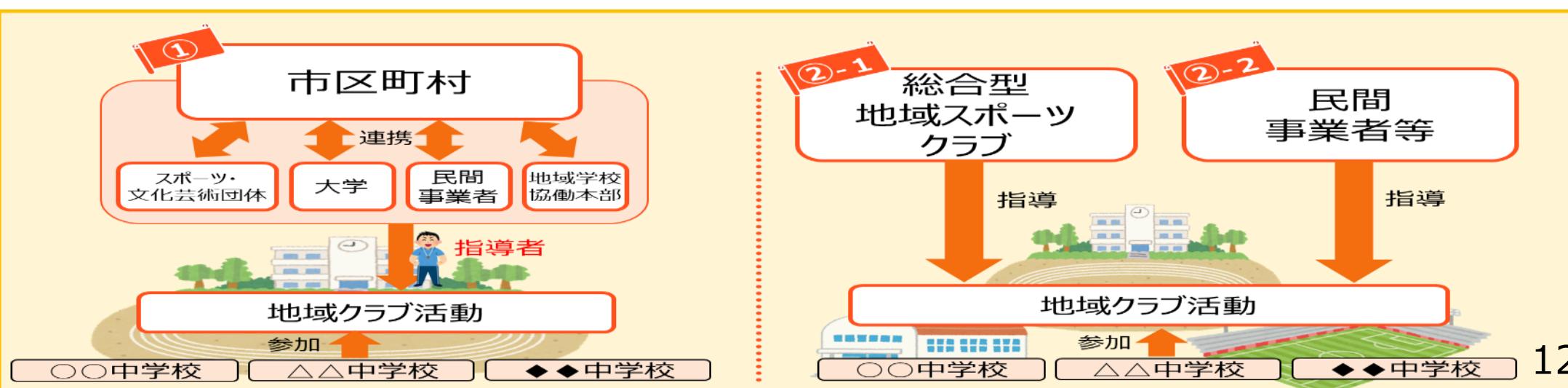
- 地域の多様な主体が実施する学校外のスポーツ・文化芸術活動（法律上は社会教育など）

＜主体の例＞

- ①地方公共団体（市区町村等）
- ②スポーツ・文化芸術団体（総合型地域スポーツクラブ、体育・スポーツ協会、競技団体等）
- ③民間事業者
- ④その他（地域学校協働本部等）

- 地域の指導者が地域の幅広い生徒に指導

【「地域クラブ活動」のイメージ】



令和7年度 地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業実施予定先 【R7年7月時点※】

岐阜県（30市町）

岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、羽島市、恵那市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、養老町、垂井町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町

滋賀県（13市町）

大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、東近江市、米原市、竜王町、豊郷町、多賀町

福井県（17市町）

福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町

兵庫県（27市町）

姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、三田市、丹波篠山市、養父市、淡路市、宍粟市、猪名川町、多可町、稻美町、播磨町、市川町、福崎町、太子町、上郡町、新温泉町

山口県（10市）

下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、岩国市、光市、長門市、美祢市、山陽小野田市

大阪府（13市）

岸和田市、豊中市、池田市、泉大津市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、河内長野市、大東市、箕面市、門真市、大阪狭山市

広島県（8市町）

三原市、府中市、三次市、安芸高田市、府中町、海田町、北広島町、世羅町

島根県（4市町）

江津市、雲南市、美郷町、邑南町

鳥取県（1町）

南部町

佐賀県（4市町）

佐賀市、多久市、基山町、白石町

福岡県（15市町）

豊前市、中間市、小郡市、大野城市、宗像市、福津市、宮若市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、須恵町、久山町、桂川町、筑前町

長崎県（9市町）

長崎市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、長与町、東彼杵町、川棚町、波佐見町

大分県（6市）

竹田市、豊後高田市、杵築市、豊後大野市、由布市、国東市

熊本県（21市町村）

八代市、玉名市、山鹿市、菊池市、上天草市、宇城市、玉東町、南関町、長洲町、和水町、大津町、菊陽町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、益城町、氷川町、山江村、球磨村

鹿児島県（10市町）

鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、出水市、薩摩川内市、いちき串木野市、南さつま市、奄美市、長島町、与論町

沖縄県（8市町村）

宜野湾市、石垣市、糸満市、南城市、宜野座村、北谷町、中城村、八重瀬町

宮崎県（3市）

宮崎市、小林市、えびの市

総実施自治体数：670市区町村

※他市町村と共同で地域クラブ活動を実施する市区町村を含む。

※各都道府県において実施予定先を最終的に決定するため、今後、増減の可能性あり。

秋田県（7市町）

秋田市、能代市、大館市、由利本荘市、大仙市、北秋田市、羽後町

青森県（6市町村）

八戸市、むつ市、中泊町、風間浦村、佐井村、三戸町

山形県（20市町）

山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、尾花沢市、南陽市、大石田町、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町、三川町、庄内町

新潟県（24市町村）

長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、出雲崎町、湯沢町、津南町、関川村

京都府（9市町）

福知山市、舞鶴市、宇治市、宮津市、長岡京市、八幡市、京田辺市、宇治田原町、精華町

富山県（13市町）

高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、上市町、立山町、入善町、朝日町

石川県（13市町）

金沢市、七尾市、小松市、珠洲市、加賀市、かほく市、能美市、野々市市、津幡町、内灘町、志賀町、中能登町、穴水町

＜政令指定都市＞

17市

北海道（42市町村）

旭川市、北見市、岩見沢市、留萌市、苦小牧市、芦別市、江別市、士別市、根室市、砂川市、登別市、伊達市、北広島市、当別町、蘭越町、岩内町、余市町、由仁町、長沼町、鷹栖町、東神楽町、東川町、中川町、初山別村、利尻富士町、斜里町、遠軽町、白老町、厚真町、安平町、むかわ町、新ひだか町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、池田町、足寄町、釧路町、厚岸町、標茶町、弟子屈町

岩手県（7市町）

盛岡市、宮古市、久慈市、遠野市、矢巾町、西和賀町、一戸町

宮城県（9市町）

気仙沼市、白石市、角田市、栗原市、大崎市、亘理町、利府町、加美町、涌谷町

福島県（8市町村）

福島市、会津若松市、白河市、喜多方市、国見町、川俣町、西郷村、三春町

茨城県（36市町村）

水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、龍ヶ崎市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、稻敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、太子町、美浦村、阿見町、八千代町、利根町

群馬県（12市町村）

前橋市、桐生市、伊勢崎市、沼田市、渋川市、藤岡市、榛東村、吉岡町、長野原町、東吾妻町、川場村、玉村町

東京都（7市区）

品川区、渋谷区、中野区、板橋区、足立区、昭島市、日野市

山梨県（12市町）

甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、韋市、南アルプス市、北杜市、上野原市、甲州市、中央市、身延町、昭和町

長野県（48市町村）

長野市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、駒ヶ根市、中野市、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、御代田町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪町、中川村、松川町、阿智村、泰阜村、木曾町、麻績村、山形村、朝日村、池田町、松川村、白馬村、坂城町、小布施町、高山村、木島平村、野沢温泉村、飯綱町、栄村

三重県（12市町）

四日市市、伊勢市、桑名市、鈴鹿市、尾鷲市、熊野市、志摩市、伊賀市、菰野町、紀北町、御浜町、紀宝町

奈良県（24市町村）

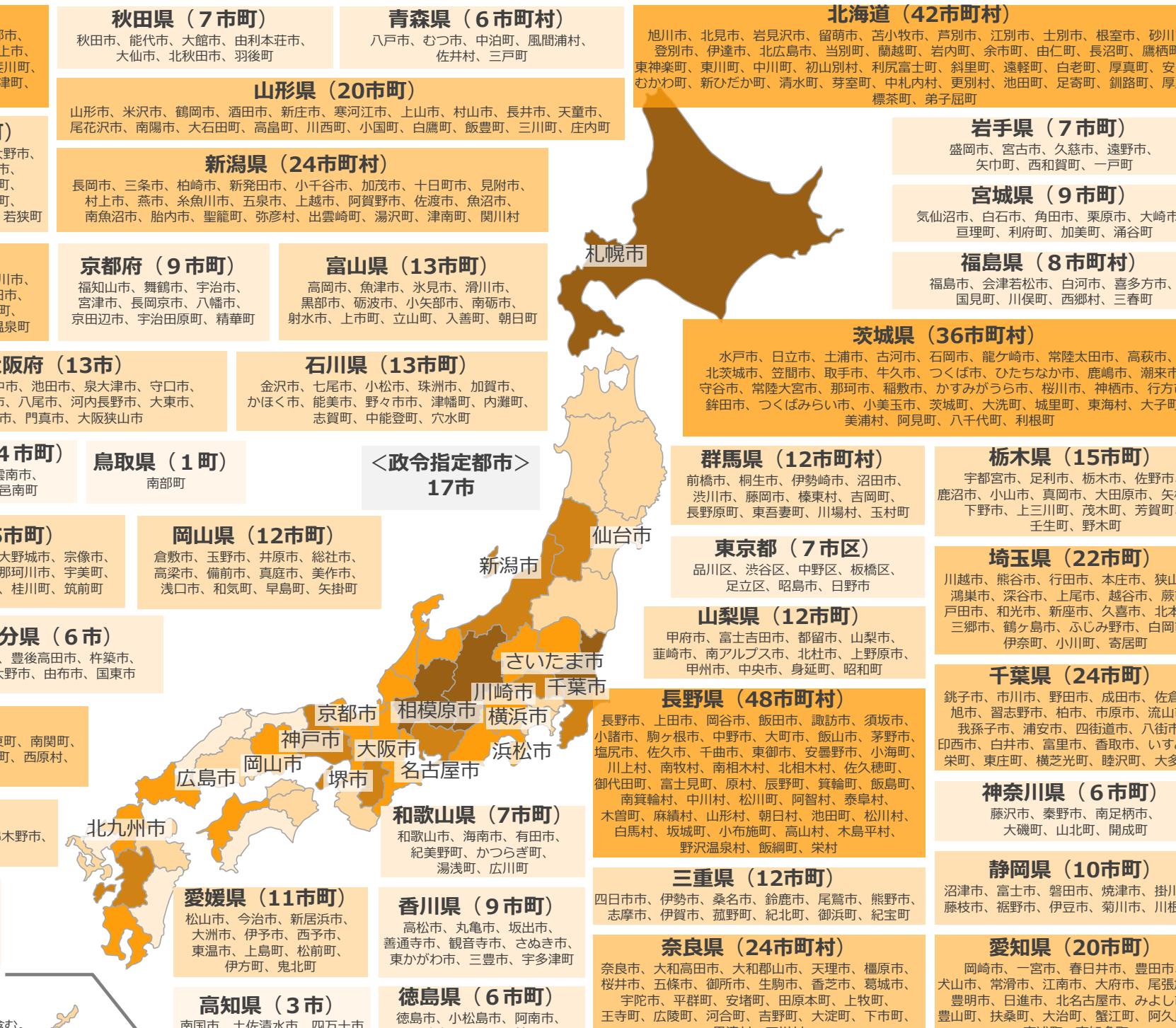
奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、平群町、安堵町、田原本町、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村

愛知県（20市町）

岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市、犬山市、常滑市、江南市、大府市、尾張旭市、豊明市、日進市、北名古屋市、みよし市、豊山町、扶桑町、大治町、蟹江町、阿久比町、東浦町、南知多町

静岡県（10市町）

沼津市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、裾野市、伊豆市、菊川市、川根本町



令和7年度 地域文化クラブ活動への移行に向けた実証事業 実施予定先 【R7年7月時点※】

京都府 (5市町)

福知山市、舞鶴市、八幡市、京田辺市、精華町

滋賀県 (3市)

大津市、甲賀市、野洲市

三重県 (4市町)

四日市市、桑名市、鈴鹿市、菰野町

兵庫県 (11市町)

姫路市、尼崎市、西宮市、伊丹市、加古川市、赤穂市、三田市、養父市、宍粟市、稻美町、播磨町

奈良県 (17市村町)

奈良市、大和高田市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、安堵町、田原本町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、天川村

山口県 (6市)

下関市、萩市、防府市、岩国市、長門市、美祢市

徳島県 (1市)

徳島市

岡山県 (12市町)

倉敷市、玉野市、井原市、総社市、高梁市、備前市、真庭市、美作市、浅口市、和気町、早島町、矢掛町

愛媛県 (3市町)

松山市、今治市、伊方町

長崎県 (4市町)

松浦市、五島市、南島原市、時津町

大分県 (2市)

竹田市、豊後高田市

宮崎県 (1市)

小林市

鹿児島県 (6市町)

鹿児島市、鹿屋市、薩摩川内市、いちき串木野市、南さつま市、与論町

熊本県 (6市町)

八代市、宇城市、玉東町、南関町、大津町、高森町

政令指定都市 (11市)

札幌市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、新潟市、名古屋市、大阪市、岡山市、広島市、北九州市

総実施自治体数：251市区町村

文化部のみ実施の自治体数：15市町（下線あり）

※各都道府県において実施予定先を最終的に決定するため、今後、増減の可能性あり。

青森県 (2市)

八戸市、むつ市

北海道 (12市町)

岩見沢市、登別市、伊達市、蘭越町、岩内町、東神楽町、東川町、白老町、安平町、釧路町、厚岸町、標茶町

宮城県 (1市)

角田市

岩手県 (2市町)

大船渡市、一戸町

福島県 (4市町)

会津若松市、伊達市、国見町、石川町

山形県 (8市町)

山形市、米沢市、酒田市、寒河江市、尾花沢市、川西町、小国町、白鷹町

茨城県 (13市町村)

石岡市、高萩市、笠間市、取手市、牛久市、鹿嶋市、行方市、鉾田市、小美玉市、茨城町、大子町、美浦村、利根町

群馬県 (3市町)

前橋市、沼田市、邑楽町

栃木県 (1市)

佐野市

千葉県 (7市町)

成田市、習志野市、柏市、我孫子市、八街市、白井市、栄町

神奈川県 (3市町)

秦野市、大磯町、開成町

東京都 (3市區)

板橋区、昭島市、日野市

富山県 (6市町)

高岡市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、朝日町

新潟県 (9市町村)

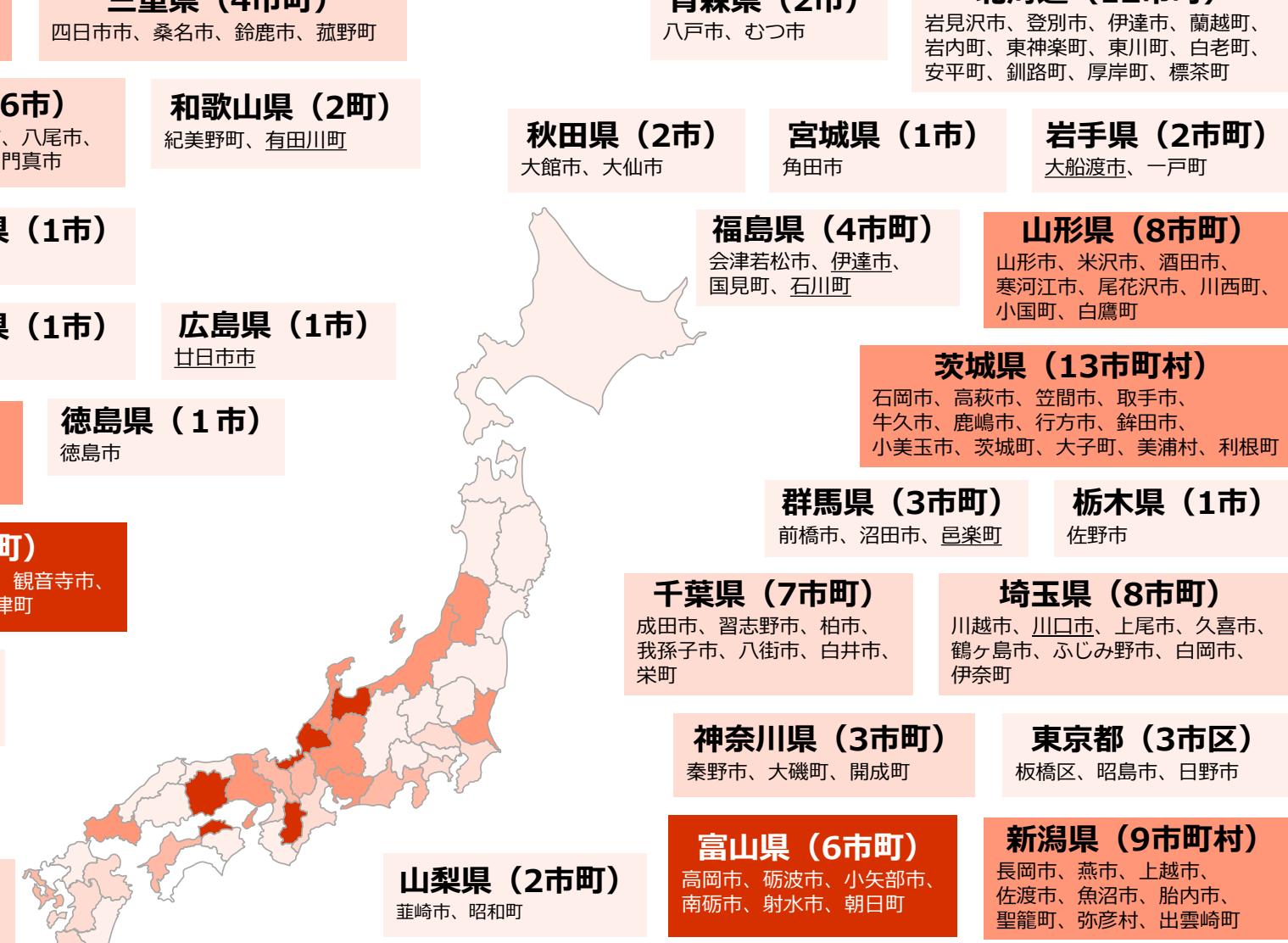
長岡市、燕市、上越市、佐渡市、魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、出雲崎町

石川県 (5市)

金沢市、小松市、珠洲市、加賀市、野々市市

岐阜県 (12市町)

岐阜市、高山市、羽島市、可児市、瑞穂市、飛騨市、郡上市、下呂市、安八町、揖斐川町、七宗町、御嵩町



静岡県 (6市)

富士市、磐田市、焼津市、掛川市、裾野市、伊豆市

愛知県 (12市町)

岡崎市、春日井市、豊田市、蒲郡市、犬山市、常滑市、大府市、愛西市、北名古屋市、みよし市、東浦町、幸田町

教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業（まとめ）



- 地方公務員である公立学校の教師等（常勤・非常勤を問わず、事務職員等を含む。以下同じ。）は、
①当該教師等が希望する場合であって、
②地方公務員法第38条や教育公務員特例法第17条等の規定に基づき、
③服務を監督する教育委員会（以下「服務監督教育委員会」という。）の許可を得た場合には、
兼職兼業を行うことが可能です。※パートタイム会計年度任用職員は兼職兼業の許可は不要。
- 地域クラブ活動に従事することを希望する教師等については、学校以外の主体である地域団体の業務に報酬を受けて従事することとなるため、一般的な手続きとして、兼職兼業希望先からの依頼状を基に上司である校長等へ相談・了承の上、服務監督教育委員会の兼職兼業の許可を得て、地域団体の業務に従事することとなります。
- 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の手続きが円滑に行われるよう、服務監督教育委員会内の教職員の服務を監督する部署は、必要な関係規程*・運用の見直しを行うことはもとより、兼職兼業制度や手続き等の理解増進に向け、部活動を担当する部署等の関係部署や首長部局、地域クラブ活動の実施主体、兼職兼業を希望する教師等や当該教師等の所属する学校等への関係法令や手続きの周知をはじめ、当該部署等と連携して対応することが重要です。

※都道府県の定める条例等で規定されている場合は、当該都道府県において当該規程について見直すことも考えられます。

また、服務監督教育委員会は、保護者や地域住民の理解と協力を得られるよう、部活動の地域移行の趣旨・目的や子供達の活動機会の確保や持続可能な活動環境の整備に向けた指導者確保のための教師等の兼職兼業の必要性等について説明をする必要があります。

- 「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」において、兼職兼業に係る詳細な内容や事例、指揮命令権や労働時間等の兼職兼業を行う上でのポイントや留意事項をまとめていますので、服務監督教育委員会や校長だけでなく、兼職兼業を希望する教師等においても、ご活用ください。

実際のこどもたちの意見



令和5年10月28日（土）に、こども家庭庁が行う「こども若者★いけんプラス」の枠組みで、10人の中学生（9都府県）から中学校の休日の運動部活動の地域クラブ活動への移行について意見を募集した。

指導者の質

- ・すごい指導者の合同練習会があればいい
- ・（時々でも）プロに教えてもらうのは効果的で、重要。
- ・やりたい人がいればそれだけでクラブは作れる。指導者は見つけられたらしいねという感じで、好きなようにやっていけばいいのではないか。

- ・軽く・楽しむことを目的にしてほしい
- ・一つ一つの部活をゆるくしてほしい

ニーズに応じた活動

- ・遊びでもスポーツができたらしい
- ・体育で遊びたい。部活はガチすぎる
- ・勉強と両立するため、短時間でできる運動であればいい
- ・スポーツは楽しみながらできるほうがいい
- ・エンジョイしたい人と大会で勝って実績を積みたい人のバランス

- ・金銭面で外部のクラブに入るハードルが下がればいい
- ・月払いだと「お金がかかるから休めない」となるので、都度支払いがいい。

交流の活性化

- ・やれる部活の種類が増えたり、他校の生徒と試合ができたりしたら嬉しい
- ・いろんな人と交流できる運動施設があれば、それを目的に運動しに行ける。

- ・初心者など、レベルで分けたほうがいい。

- ・指導者の人数を増やしたら、どちらのタイプの人も見てあげられるのでは
- ・募集の際に「初心者でも優しく教えます」と記載されたりしていると初心者でも安心できる
- ・学年関係なく同じレベルからスタートだと良い。
- ・運動が苦手な人で集まっていろいろなスポーツを経験できれば、恥ずかしくないし、得意なものや自分ができるものも見つかるのでは

部活動の課題

- ・所属する部活の時間以外の時間に他の活動をしたい
- ・休みのタイミングを調整して兼部できるシステムがあつたらいい
- ・部活は辞めづらいし途中入部もしづらい。
- ・顧問の先生が知識もなく、よく知らないのに口を出してくるのは困る。プランと一緒に考えてくれるだけでもいい。
- ・団体競技では特に他校と交流を持ったらしいのにと思うが、先生たちの交流がない。

- ・様々な部活・いろんな種目を体験して楽しむことができると面白い
- ・いろんな競技を練習の一環として経験できるといい。
- ・レクリエーション的なものを土日にやつたりできるといい。
- ・学校に部活という枠をつくるより、やりたい人が地域のクラブに行ってやる方が続ける義務感の問題もなくていい。
- ・地域クラブの種類は部活動の種類より多いと嬉しい

多種目

金銭的不安



レベルに応じた活動

- ・スキー/スケートボード/ラグビー/弓道/卓球/パレクール/新しいスポーツをやれたらかっこいい/ボッチャやモルックといったパラリンピック競技/バンド活動/メイク/畠で何か育ててみると嬉しい

やってみたい活動

2. ②地方公共団体の取組事例

部活動の地域展開等の進捗状況（休日）

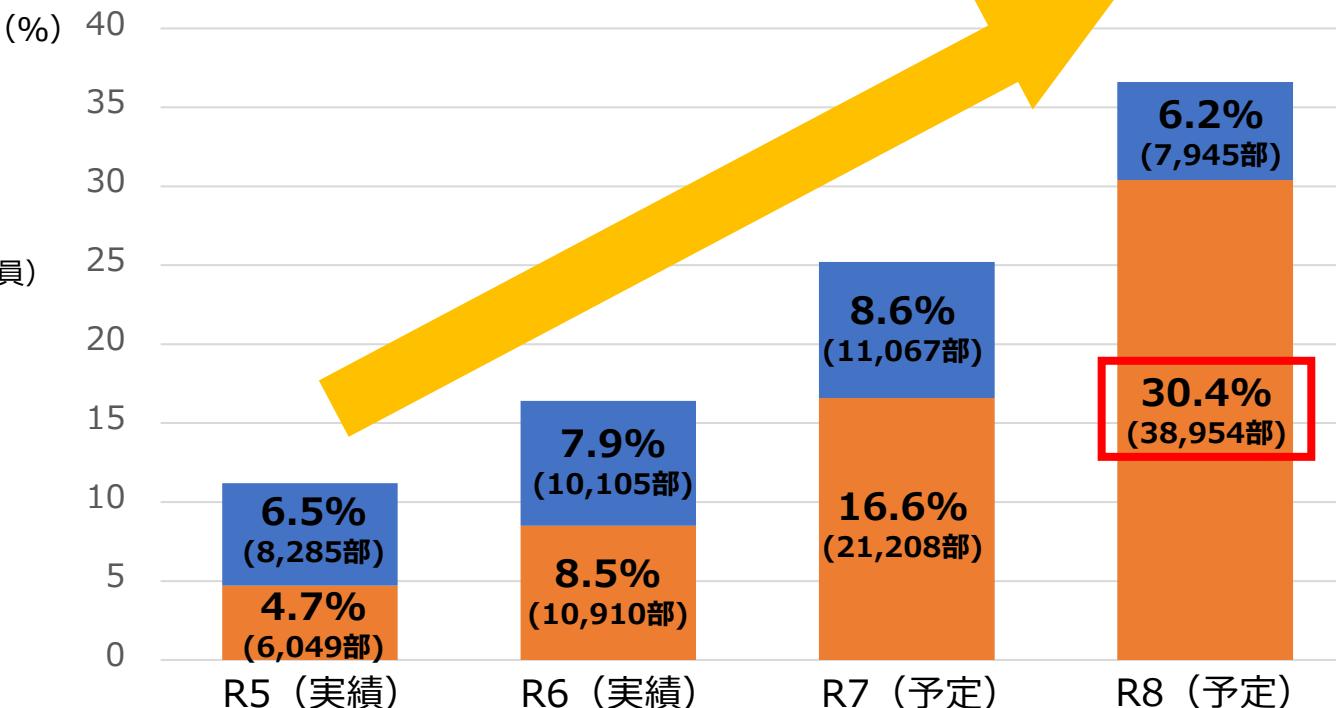
- 「改革推進期間」が始まった令和5年度以降、部活動の地域展開等が着実に進捗
- 「改革実行期間」が始まる令和8年度には、約3割の部活動が地域展開し、地域クラブ活動となる予定。スポーツで1,097自治体、文化芸術で646自治体が地域展開に取り組む予定。

◆部活動数

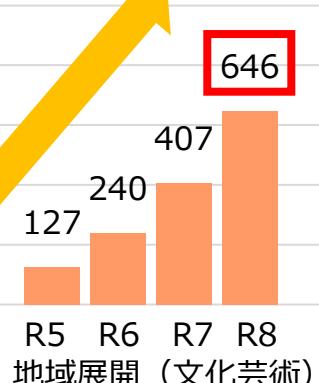
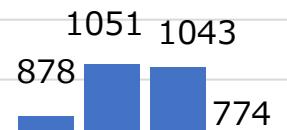
（スポーツ・文化芸術合計）

地域展開（地域クラブ活動）

地域連携（合同部活動・部活動指導員）



◆自治体数



【出典】部活動改革の取組状況に関する調査
(スポーツ庁・文化庁)

<調査期間> 2025年5月7日～6月6日

<調査対象> 全ての都道府県、市区町村等

※1 「地域展開」は、地域展開が完了している、又は地域展開に取り組んでいる状態。
「地域連携」は、合同部活動の実施と部活動指導員の活用の両方又はいずれかを行っている状態を指す

※2 部活動数の母数を128,000部（スポーツ100,000部、文化芸術28,000部）として割合を算出

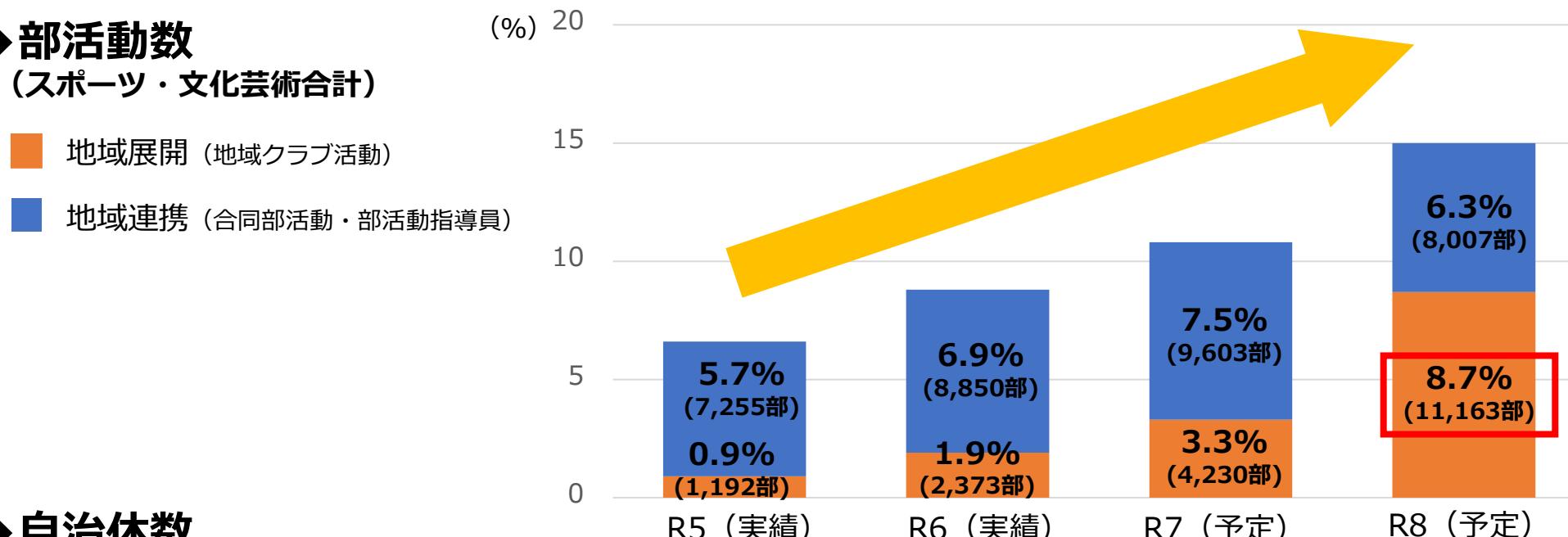
※3 自治体数は都道府県及び市区町村等の合計

部活動の地域展開等の進捗状況（平日）

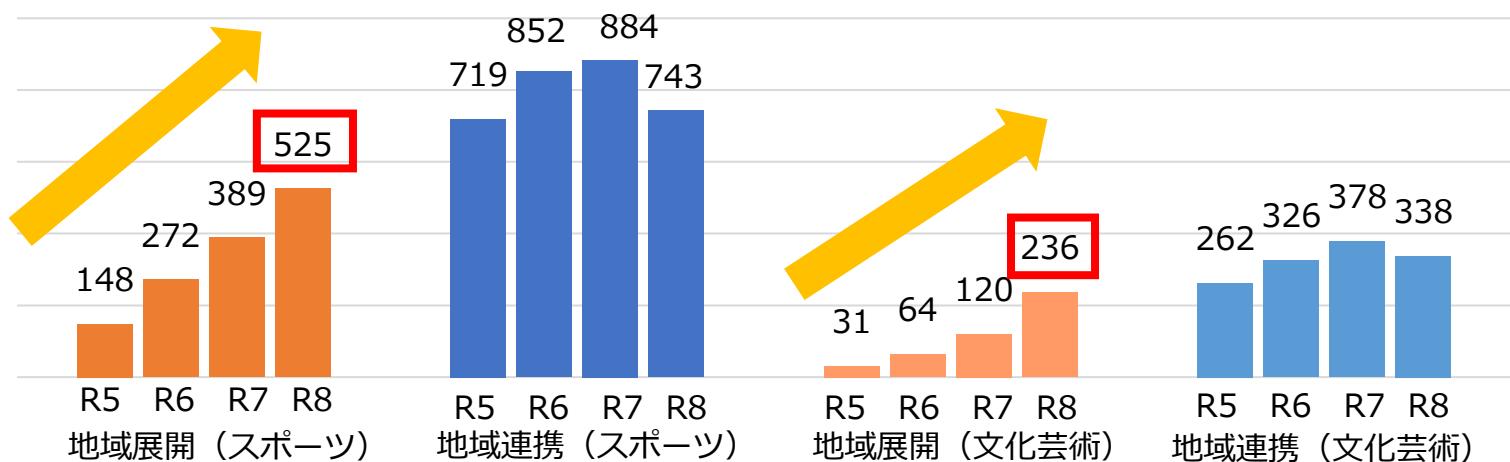
- 「改革推進期間」が始まった令和5年度以降、部活動の地域展開等が少しずつ進捗（休日と比べると進捗は緩やかな状況）
- 「改革実行期間」が始まる令和8年度には、**1割弱の部活動が地域展開**し、地域クラブ活動となる予定。**スポーツで525自治体、文化芸術で236自治体**が地域展開に取り組む予定。

◆部活動数

（スポーツ・文化芸術合計）



◆自治体数



【出典】部活動改革の取組状況に関する調査
(スポーツ庁・文化庁)

<調査期間> 2025年5月7日～6月6日

<調査対象> 全ての都道府県、市区町村等

※1 「地域展開」は、地域展開が完了している、又は地域展開に取り組んでいる状態。
「地域連携」は、合同部活動の実施と部活動指導員の活用の両方又はいずれかを行っている状態を指す

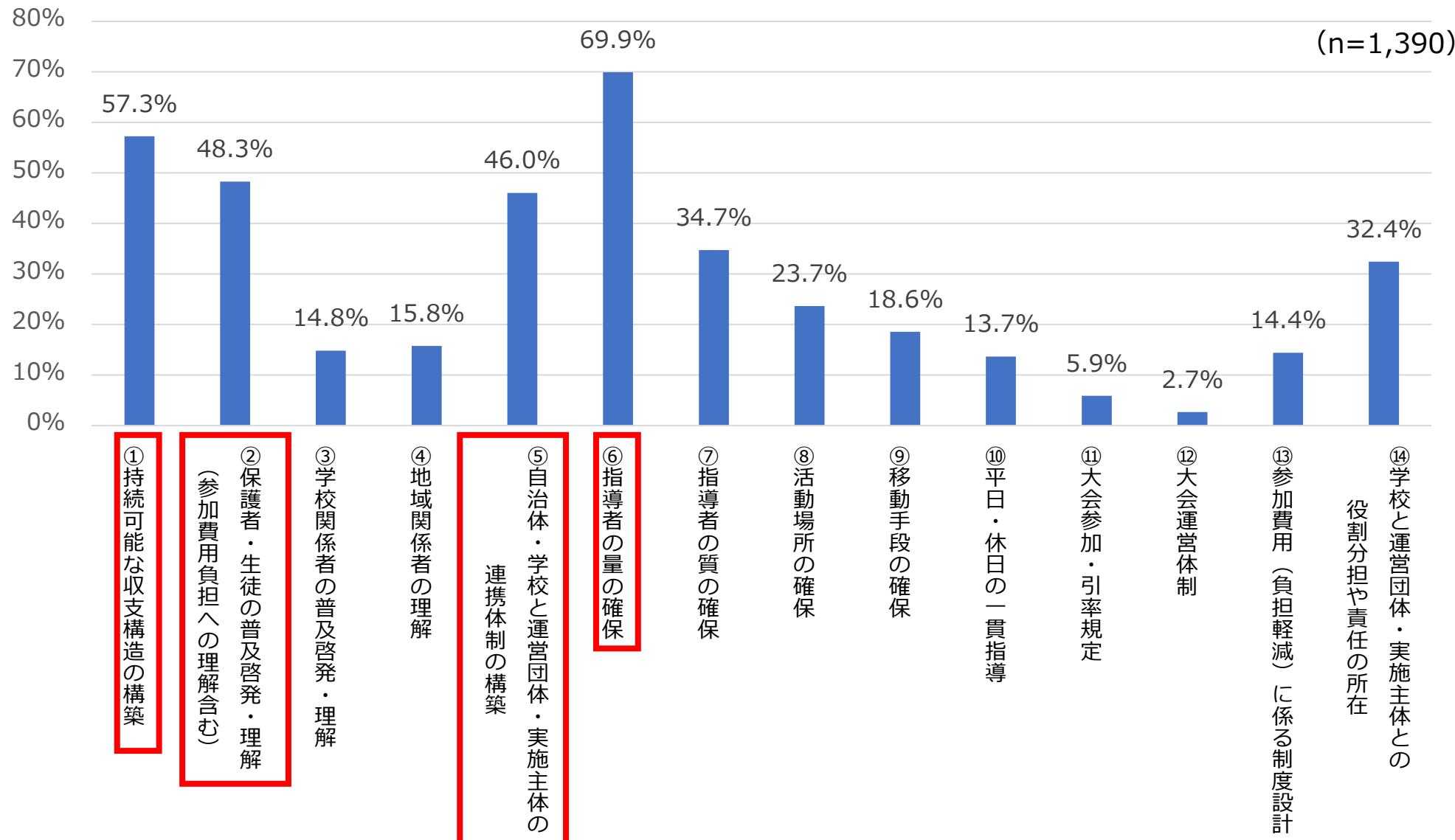
※2 部活動数の母数を128,000部（スポーツ100,000部、文化芸術28,000部）として割合を算出

※3 自治体数は都道府県及び市区町村等の合計

7-1. 地域クラブ活動の課題 上位4つ（回答数）

文化部

地域クラブ活動の課題として認識する事項について、「指導者の量の確保」の回答が最も多く、次いで「持続可能な収支構造の構築」、「保護者・生徒への普及啓発・理解」、「自治体・学校と運営団体・実施主体の連携体制の構築」の回答が多い。

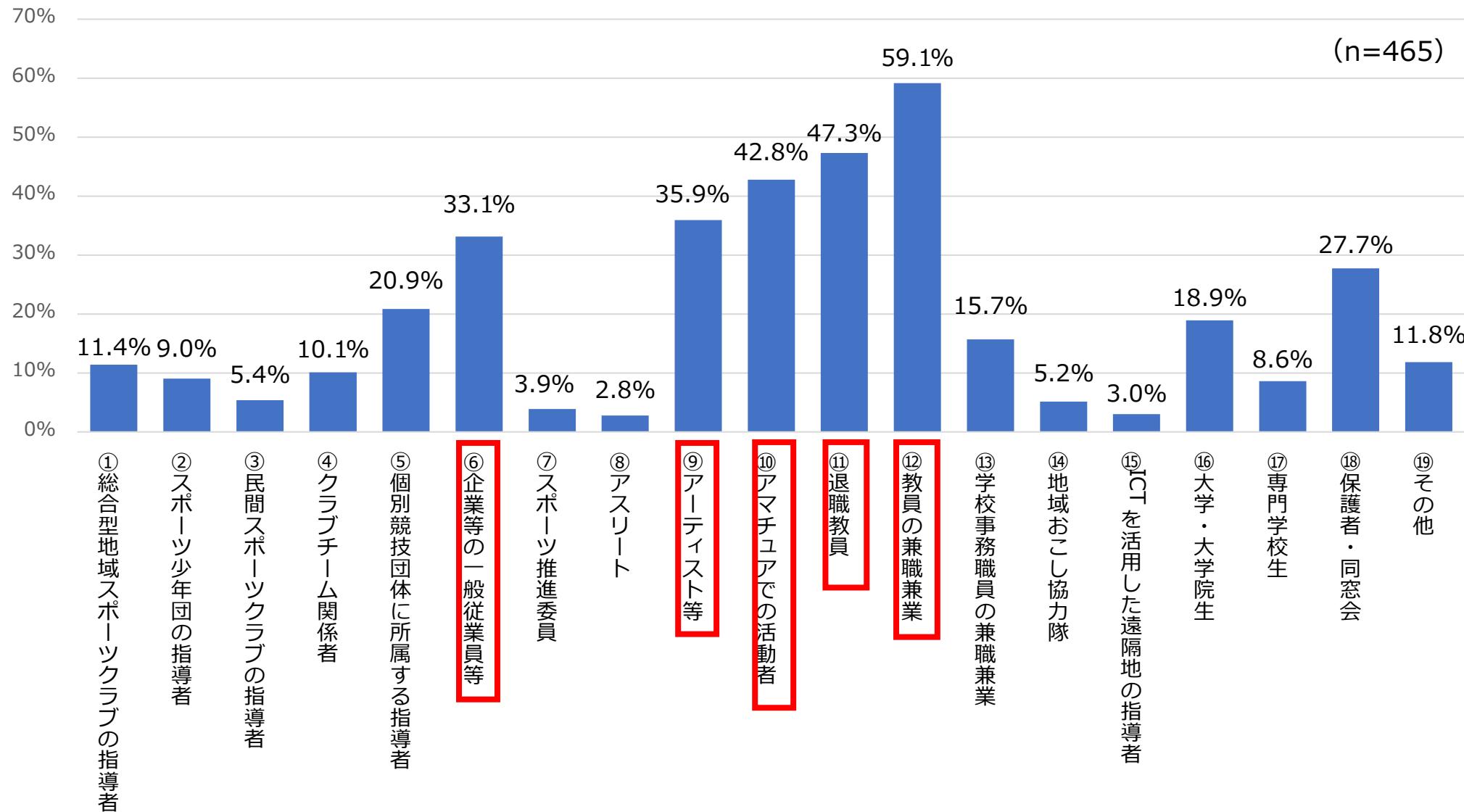


5-1. 地域文化芸術クラブ活動の指導者の属性（回答数 ※複数回答可）

地域文化芸術クラブの指導者の属性として、「教員の兼職兼業」の回答が最も多く、次いで「退職教員」、「アマチュアでの活動者」、「アーティスト等」、「企業等の一般従業員等」の回答が多い。

文化部

※令和6年度時点での状況、または現時点での予定を調査。



ICTの効果的な活用

● ICTを活用した質の高い演奏指導（北海道蘭越町）

- 大学と地域連携協定を締結。同大の音楽学科の学生、教授などから、ICTを通じて質の高い演奏指導、また楽器の奏法について指導。

課題

- 蘭越町は人口4,500人、蘭越中学校の全校生徒は95人で地域の人材資源が乏しい。
- 北海道の中心都市である札幌市から車で約3時間ほど離れていることから、専門的な指導者的人材確保が難しく、子供たちの活動も多くの制約を受けている。

対応

- ICTを活用することにより、吹奏楽の専門的な技術知識を有する人材から高度な技術指導を受けられる環境を実現。
- 子供たちが奏法などの専門性の高い指導を受けることができる環境を整え、吹奏楽を通じて子供たちの豊かな活動を保障することで、いきいきとした学校、地域が醸成されることに期待。

«遠隔指導»



«対面指導»



«大学との合同演奏会»



実証事業成果報告書、自治体作成資料等をもとに文化庁にて作成。

生徒のニーズを反映した活動、新たなスポーツ・文化芸術活動の機会の提供

● 生徒のニーズに応じた2タイプの活動を提供（新潟県佐渡市）

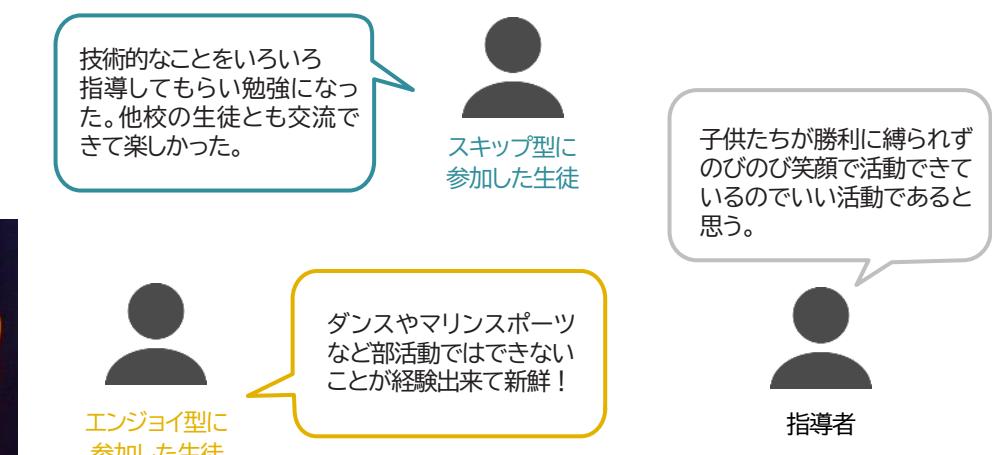
- 平日部活動と同種目で技術力向上を目指す「スキップ型」、複数の競技種目や文化活動から生徒が自由に選択して参加できる「エンジョイ型」の2タイプの活動を展開。
- エンジョイ型では、子供たちのニーズを踏まえ、楽しみながら魅力を感じることができ、経験の有無に関わらず誰でも参加可能な多様なスポーツ・文化活動の機会を提供。

エンジョイ型活動予定の例

活動予定（2）エンジョイ型					
日程	エンジョイ①【文化】		エンジョイ②【スポーツ】		
	競技かるた	佐渡探究（トキ編）	トレッキング	陸上（短・長・幅・高・投）	両津総合体育館
5/26（日）	金井コミュニティセンター	佐渡中央会館	バスケットボール	佐渡市陸上競技場	佐渡市陸上競技場
6/2（日）	競技かるた	華道	ボルダリング	陸上（短・長・幅・高・投）	クジラウォール（原黒）
6/30（日）	競技かるた	華道	ボルダリング	ゴルフ	クジラウォール（原黒）
7/7（日）	美術（絵画ポスター）	華道	マリンスポーツ	ゴルフ	ときの郷ゴルフクラブ
7/21（日）	美術（絵画ポスター）	習字	マリンスポーツ	体操	ときの郷ゴルフクラブ
8/4（日）	美術（絵画ポスター）	習字	マリンスポーツ	体操	ヒルトップアリーナ
	佐渡中央会館	佐渡中央会館	加茂湖ポートハウス	ヒルトップアリーナ	ヒルトップアリーナ



スキップ型	項目	エンジョイ型
競技力向上を目的とし、専門的な指導を受ける	目的	多様なスポーツ・文化活動を楽しみながら体験する
部活動と同じ種目を通年で継続	活動内容	月ごとに異なる種目を体験
ソフトテニス、卓球、バスケットボール、バドミントン、野球、バレーボール、吹奏楽	種目	スキー、トレッキング、自転車、ダンス、ボルダリング、マリンスポーツ、競技かるた、人形芝居、佐渡探究 等
各競技団体の専門指導者	指導者	地域の専門家や団体、文化指導者
通年で実施（月2回、将来的に増加）	実施頻度	月ごとに異なる種目を実施（月2回）
学校の体育館・グラウンド・地域のスポーツ施設	活動場所	佐渡の自然環境を活かした屋外施設や文化施設



参加者の声

実証事業成果報告書、自治体作成資料等をもとにスポーツ庁にて作成。

新たなスポーツ・文化芸術活動の機会の提供

◆ 生徒のニーズにあわせた活動機会を提供（東京都渋谷区）

- 区独自に区立中学校生徒のニーズ調査を実施し、学校部活動にはなかった新しいクラブを実施。
- ユナイテッドクラブとしては、生徒のニーズに合わせた活動機会を提供することにより、学校にあまり登校していない生徒、学校部活動に参加していない生徒、特別支援学級の生徒も活動に参加し、学校以外のコミュニティの場を形成。
- 文化クラブの活動は、将棋・デジタルクリエイティブ（プログラミング、デジタルデザイン製作、AI機械学習）・eスポーツ・料理を実施。



【将棋クラブの練習風景】



【料理・スイーツマスター部の練習風景】

「ふるさと納税」と「賛助会員制度」で持続可能な財源確保

財源確保と保護者負担軽減に向けた主な成果

多角的なアプローチにより、保護者の費用負担軽減に貢献

賛助会員制度の確立と着実な収入の定着

- 個人（一口千円～）、法人・団体（一口 5千円～）を対象に賛助会員制度を立ち上げ
- 広報活動の結果、加入が着実に増加し、目標額を上回る見込み
- 具体的な実績：**令和6年度 1,022,000円、令和7年度（9月現在） 989,000円の賛助金が集まり、重要財源として定着しつつある

ふるさと納税の活用開始

- 持続的な財源確保のため導入を推進
- 令和6年度には長野市の企業から「相応の金額」の寄付があり、運営に大きく貢献

公的施設の利用料 100%減免

- 市町施設および学校施設利用時の利用料を全額減免とする措置を実施
- 会場費という大きな運営コストを削減し、保護者の費用負担軽減に繋がる

持続可能な運営に向けた今後の課題

財源の不安定性

- 現在の運営は国や県からの補助金に大きく支えられており、補助金がなくなった場合の財源確保が依然として大きな課題
- 市町からの負担金の継続、賛助会員やふるさと納税の活用を一層図ることが求められる

会費値上げの検討

- 持続可能な運営のためには「会費の値上げ」は避けられないと考える
- 令和8年度の完全移行を見据え、保護者説明会を実施中
- 年会費 3,000円、月会費（月謝）上限 3,000円を設定予定

学校間移動支援の財政的困難

- 広域的な活動を行う上での生徒の学校間移動（主にタクシー利用）は多額の費用を要する。現状は保護者による送迎が主な手段であり、この負担軽減策が課題

備品・消耗品の財源不足

- 活動内容によっては予算が不足する可能性があり、その場合は新たな集金もやむを得ない

吹奏楽部「休眠楽器」活用で運搬負担解消と生徒満足度100%の実現

課題

少子化の影響：少子化の進行に伴い、生徒数・教員数が減少しつつあり、各学校でのチーム編成や顧問配置に工夫が必要
特に吹奏楽部では、編成の選択肢が限られるなど、技術の継続的な育成が課題



取り組み

運営体制の構築：邑楽町教育委員会（学校教育課・生涯学習課）が中心となり、首長部局の財政課が支援
地域クラブ活動の運営を地元の「邑楽町民吹奏楽団」に再委託

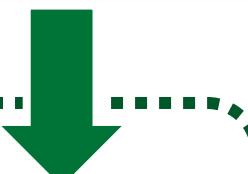
大型楽器の運搬問題：活動場所が学校から離れた公民館となるため、休日に保護者が大型楽器を運搬・返却する必要があり、大きな負担に



休眠楽器のリユースによる負担解消：小学校の吹奏楽活動縮小で生じた状態の良い休眠楽器を回収・メンテナンス
これらの楽器を地域クラブ活動場所（中央公民館倉庫）に保管し、生徒が利用可能に

成果

保護者の運搬負担が大幅に軽減
金管楽器担当生徒はマウスピースのみ持ち運べば活動可能に
地域クラブ活動への参加ハードルが解消



令和6年度 地域スポーツクラブ／文化クラブ活動への移行 に向けた実証事業事例集について(令和7年8月)



地域スポーツクラブ活動への移行

目次

0. はじめに

1. 特集

2. 課題別事例

3. 実証事業先一覧

コラム コーディネーターの役割、企業と連携した
地域クラブ活動等に関するコラムを掲載



主な内容

- ◆ 広域連携による地域クラブ活動に取り組む自治体や、休日の運動部活動の地域展開を実現した自治体等を特集。取組のプロセスや担当者の声などを掲載。
- ◆ 8つの課題ごとに特徴的な取組やポイント等を紹介する課題別事例に加え、コラムでは、コーディネーターの役割や企業と連携した地域クラブ活動等、各自治体に参考にしていただきたい情報を掲載。

課題別事例

- 01 自治体の推進体制
- 02 地域の関係団体と連携した地域クラブ活動運営体制の構築
- 03 安全・安心で持続的な地域クラブ活動のための認定制度
- 04 持続的・安定的な地域クラブ活動の運営へ向けた取組
- 05 地域クラブ活動を支える人材の確保と育成
- 06 地域クラブ活動が生み出す新たな価値
- 07 全ての子供たちのスポーツ機会を保障する支援制度
- 08 改革推進期間の先を見据えた平日の取組

地域文化クラブ活動への移行

目次

1. はじめに

2. 実証事業の概要

3. 事例紹介

4. コラム

5. アンケート

6. 令和6年度実施団体一覧

7. 索引ページ



主な内容

- ◆ 13の課題に対して特徴的な取組やポイント等を紹介。加えて、自治体が参考にしやすいよう、自治体規模別索引や運営形態別（市区町村運営型や民間団体等運営型）索引を用意し、調べたい情報を容易に入手できるように掲載。コラムでは、文化部活動改革から生まれる新たな学びと交流や移動の工夫等、各自治体に参考にしていただきたい情報を掲載。

1. 関係者との連絡調整・指導者助言等の体制や運営団体・
実施主体の整備
2. 指導者の質の保障・量の確保
3. 関係団体・分野との連携強化
4. 面的・広域的な取組
5. 内容の充実
6. 多種多様なプログラムの提供や多世代での活動
7. 学校施設の活用等(活動場所の確保)
8. 活動場所への移動手段の確保
9. 生徒・保護者等の関係者の理解促進
10. 参加費用負担の支援等
11. 大会やコンクール運営のあり方
12. 生徒の安全確保のための体制整備
13. 楽器等の用具の確保等

3. 今後の方向性

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」 最終とりまとめ（令和7年5月16日）について

改革の理念等

- 急激な少子化が進む中でも、**将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実**
- 地域クラブ活動においては、**学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出**
- 質の担保等の観点から、**国が地域クラブ活動の定義・要件等を示し、地方公共団体が認定を行う仕組みを構築**
- 改革の理念等をより的確に表すため、「**地域移行**」という名称は、「**地域展開**」に変更。

次期改革期間

令和5年度～7年度
「改革推進期間」



令和8年度～10年度
「改革実行期間」（前期）

令和11年度～13年度
「改革実行期間」（後期）

休日

改革実行期間内に、**原則**、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す

平日

各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進（まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証）

費用負担の在り方

- 地域の実情等に応じて安定的・継続的に取組が進められるよう、**受益者負担と公的負担とのバランス等を検討**
- 公的負担については国・都道府県・市区町村で支え合うことが重要**。国において受益者負担の目安等を示す
- 経済的困窮世帯の生徒への支援は確実に措置**。部活動指導員の配置についても一定の範囲で支援

各論

運営団体等の体制整備や指導者確保をはじめとする**8項目の個別課題**について、具体的な対応策を提示

1. 地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の**体制整備等**
2. **指導者等の質の保障・量の確保**
3. **活動場所の確保**
4. 活動場所への**移動手段の確保**
5. **大会やコンクール運営の在り方**
6. 生徒・保護者等の関係者の**理解促進**
7. 生徒の**安全確保**のための体制整備
8. 障害のある生徒の活動機会の**確保**



令和8年度から新たに「改革実行期間」がスタートすることを踏まえ、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインの概要①（令和7年12月）

※公立中学校等が主な対象（「IV 学校部活動の在り方」については、国立・私立を含めた中学校及び高等学校等が対象）

I 部活動改革の基本的な考え方・方向性

- 1 改革の理念
- 2 取組の類型・名称（地域展開・地域連携）
- 3 改革の方向性
 - (1) 基本的方針
 - (2) 改革期間及び取組方針（休日・平日）
 - (3) 留意事項

II 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

- 1 地域クラブ活動の在り方
- 2 地域クラブ活動に関する認定制度 ※詳細は別冊資料①を参照
 - (1) 趣旨
 - (2) 想定される認定の効果
 - (3) 認定制度の概要（認定要件・認定手続等）
 - (4) 認定されていない地域クラブ活動の取扱い

III 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

- 1 推進体制の整備
 - (1) 地方公共団体における体制整備
 - (2) 国・都道府県・市・区・町・村等・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担
 - (3) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携
 - (4) 関係団体等・大学・民間企業との連携
- 2 各種課題への対応
 - (1) 運営団体・実施主体の整備等 (2) 指導者の確保・育成
 - (3) 活動場所の確保 (4) 活動場所への移動手段の確保
 - (5) 生徒の安全・安心の確保 (6) 障害のある生徒の活動機会の確保
 - 3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等

IV 学校部活動の在り方

- 1 適切な運営のための体制整備
 - (1) 学校部活動に関する方針の策定等
 - (2) 指導・運営に係る体制の構築
- 2 適切な指導及び安全・安心の確保
 - (1) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶
 - (2) 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進
 - (3) 競技ごとの指導手引きの普及・活用
- 3 適切な活動時間・休養日等の設定
- 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

V 大会・コンクールの在り方

- 1 生徒の大会等の参加機会の確保
- 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備
 - (1) 大会等への参加の引率
 - (2) 大会等の運営への従事
- 3 生徒の大会等の安全確保
- 4 全国大会をはじめとする大会等の在り方

VI 関連する制度の在り方

- 1 教師等の兼職兼業
- 2 教師の人事における学校部活動の指導力の評価等
- 3 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い

別冊資料

- ①地域クラブ活動に関する認定制度（指導者登録制度を含む。）
- ②部活動の地域展開等に関する参考資料

改革の
理念等

- 急激な少子化が進む中でも、**将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実**
- 障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、**全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備**
- 地域クラブ活動においては、**学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展**させつつ、地域全体で支えることによる**新たな価値を創出**

改革期間

令和5年度～7年度
「改革推進期間」



令和8年度～10年度
「改革実行期間」（前期）

令和11年度～13年度
「改革実行期間」（後期）

取組方針

休日

改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す
※現時点で着手していない地方公共団体においても、**前期の間に確実に休日の地域展開等に着手**
(中山間地域や離島等で地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を推進)

平日

各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進（まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証）

※学校部活動をベースとした地域との連携など、**地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要**

競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等のため、**国が示す要件等に基づき、市区町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組み**を構築

【呼称】「認定地域クラブ活動」 **【想定される認定の効果】**公的支援（財政支援、学校施設の優先利用等）、大会・コンクールへの円滑な参加等

【主な要件】活動時間（平日は1日2h程度以内、休日は1日3h程度以内）/休養日（週2日以上、休日のみ活動の場合は土日どちらか）/低廉な参加費/指導体制（日本版DBS活用を含めた不適切行為の防止徹底、指導者研修・登録等）/安全確保/学校等との連携

認定制度

推進体制

国としての取組方針の提示・地方公共団体への支援・周知広報等/都道府県のリーダーシップ/市区町村等が改革の責任主体/専門部署の設置・コーディネーターの配置/生徒が所属する中学校等との連携/関係団体等・大学・民間企業との連携等

各種課題
への対応

①運営団体・実施主体の体制整備等 ②指導者の確保・育成 ③活動場所の確保(学校施設の有効活用等)
④移動手段の確保 ⑤生徒の安全確保 ⑥障害のある生徒の活動機会の確保 ※6項目について具体的な取組内容等を整理

ニーズ反映
・参画促進等

生徒等のニーズの把握・反映/地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等（体験会の開催、入学説明会等でのオリエンテーション、ポータルサイトなどによる一元的な情報提供等）/生徒のクラブ運営等への参画（生徒同士の話し合いなど）

地域展開
の円滑な
推進に当
たっての
対応

- 適切な運営のための体制整備（部活動に係る方針策定、部活動指導員等の配置や合同部活動の実施、勤務時間管理・業務改善等）
- 適切な指導及び安全・安心の確保（暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶、事案発生時の迅速な対応・再発防止、過度な練習等の防止等）
- 適切な活動時間・休養日等の設定
- 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

部活動の
在り方

- 生徒の参加機会確保（地域クラブ活動等の参加促進等）
- 生徒の安全確保（熱中症対策等）
- 大会等への引率や運営に係る体制整備（教師以外の関係者の参画促進等）
- 大会等の在り方の見直し（多様なニーズを踏まえた大会等の開催等）

大会等の
在り方

従事を希望する教師等の兼職兼業の円滑化（中学校教師だけでなく小学校教師（体育専科等）や高校・特別支援学校の教師等を含む）、
教師の人事・採用での部活動指導力の評価における留意、高校入試における取扱いなど

地域クラブ活動に関する認定制度の概要

認定スキーム

- 国が示す認定要件等に基づき、市区町村等が認定を実施
- 地域クラブ側からの申請を受け、市区町村等において審査の上、認定
認定後も、市区町村等が適切に指導助言等を実施

※国が示す認定要件に沿って、市区町村等が自ら運営する地域クラブ活動については、認定したものとみなす

※認定の有効期間は、最長3年間の範囲内で、地域の実情に応じて市区町村等において設定



認定要件

事項	主な内容
①活動の目的・理念	<ul style="list-style-type: none">学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障（選抜等を行わず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れることを含む）
②活動時間・休養日	<ul style="list-style-type: none">平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内週2日以上の休養日を設定（休日のみ活動する場合は、原則、土日どちらかを休養日に設定）
③参加費等	<ul style="list-style-type: none">活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定（国が示す目安を踏まえる）
④指導体制	<ul style="list-style-type: none">暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止徹底（日本版DBSの活用を含む）市区町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導（※） (※) 「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を構築（研修メニュー例、登録要件・手続等、不適切行為への対応等について規定）
⑤安全確保	<ul style="list-style-type: none">生徒の健康状態や気温等を考慮した適切な活動、施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者及び指導者等）
⑥運営体制	<ul style="list-style-type: none">関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理、営利を主目的とせずに運営
⑦学校等との連携	<ul style="list-style-type: none">活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有

(※) 円滑な実施の観点から、一定期間の経過措置を設ける（原則として令和8年度末まで）

想定される認定の効果（メリット）

- ①生徒・保護者等に対する市区町村等による情報提供
- ②地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等）
- ③地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業
- ④生徒の大会・コンクールへの円滑な参加

- 生徒のニーズに応じた**多種多様な体験**
(1つの競技種目等だけに専念するのではなく複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツや、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動や柔軟なルール等に基づく多様な活動を含む)
- 生徒の**個性・得意分野**等の尊重
- 学校等の**垣根を越えた仲間**とのつながり創出
- 地域の様々な人や幅広い世代との**豊かな交流**
- 適切な資質・能力を備えた指導者による**良質な指導**
- 学校段階にとらわれない**継続的な活動** (引退のない継続的な活動) 及び地域クラブの指導者による**一貫的な指導** 等

部活動の地域展開等の全国的な実施

令和8年度予算額（案）

57億円

（前年度予算額）

37億円

令和7年度補正予算額

82億円



理念・方向性

- ✓ 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって子供たちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保・充実。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- ✓ 学校部活動の意義を継承・発展させつつ、地域クラブ活動としての新たな価値を創出。
- ✓ 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備。

- ✓ 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を地域全体で関係者が連携して支え、子供たちの豊かで幅広い活動機会を保障。
- ✓ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。

事業内容

※★印は令和7年度補正予算に計上

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月文部科学省）に基づき、**令和8年度からの「改革実行期間」における部活動の地域展開等の全国的な実施を推進**

I. 部活動の地域展開等推進事業

54億円 ※令和7年度補正予算額：82億円

地方公共団体に対して、中学校の部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進や部活動指導員の配置に係る経費を補助するとともに、地域間における体験格差の防止、子供たちの安全・安心な活動や質の高い指導の担保等の観点から、**地方公共団体への伴走支援等**を実施。

（1）部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進

補助金

部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進のために必要な経費を、**地方公共団体に対して補助**。

①休日の地域クラブ活動の活動費等の支援



②経済的困窮世帯の生徒への支援



③推進体制の整備等★



〔指導者謝金、事務局人件費、旅費、消耗品費等〕

〔参加費・保険料〕



〔コーディネーターの配置、人材バンクの設置・運用、指導者研修、移動手段確保等〕

（補助割合：①③は国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3（*1）、②は国1/2、都道府県・市区町村1/2）

（3）中学校における部活動指導員の配置支援

補助金

各学校や拠点校に**部活動指導員**を配置し、指導や大会引率等を担う。

【17,320人（運動部：13,620人、文化部：3,700人）】（補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3（*1））

（2）平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応★

補助金

実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うため、**実証事業を実施**。（定額補助：国10/10）

＜主な重点課題＞

- ・小学校体育専科教師等の指導者としての活用など多様な兼職兼業のモデル形成
- ・地元大学等との連携による指導・運営体制の整備
- ・学校施設の有効活用（指定管理者制度・民間委託等による管理効率化などを含む）
- ・平日放課後の地域クラブ活動の移動手段の確保・民間活力の活用等による持続可能な運営モデルの構築
- ・パラスポーツの推進及びインクルーシブな活動環境の確保 等



（4）地方公共団体への伴走支援と安全安心・質の高い指導の担保等

委託費等

- ・相談・サポート窓口設置、アドバイザー派遣、取組状況調査、課題への対応策創出、好事例の横展開★
- ・指導・リスクマネジメントの手引きの作成、動画ポータルサイトの運営（JSC運営費交付金）

II. 地域における新たなスポーツ環境の構築等

3億円 ※令和7年度補正予算額：0.4億円

・部活動の地域展開に当たり必要な公立中学校の**施設の整備・改修**を支援（用具保管の倉庫、スマートロック設置に伴う扉の改修等）★（一部）

・**指導者養成**のための講習会や**暴力等の根絶**に向けた啓発活動の実施

・**大学生が卒業後も継続的に**地域の中学生の**指導に当たる仕組み**を構築 等



改革推進期間

令和5～7年度

休日の実証事業の実施

改革実行期間

前期

令和8～10年度

中間評価

部活動の地域展開等の全国的な実施を推進

後期

令和11～13年度

中間評価の結果を踏まえた更なる改革の推進

※休日については、改革実行期間内に、原則、全ての部活動で地域展開の実現を目指す

根拠法令

●スポーツ基本法（令和7年改正後）（抜粋）

第十七条の二 地方公共団体は、（略）中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するため必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。

●公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（令和7年改正）（抜粋）

附則第三条 政府は、（略）次に掲げる措置を講ずるものとする。

六 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと。

【「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）抜粋】

地域クラブ活動の推進体制整備や各種課題解決に向けた継続的な支援等により、部活動の地域展開等の全国実施を加速する。

*1 都道府県又は指定都市が実施主体の場合は、国1/3、都道府県・指定都市2/3

*2 本資料における「スポーツ」には障害者スポーツを「文化芸術」には、障害者芸術を「中学校」には特別支援学校中学部等を含む。

（担当：スポーツ庁地域スポーツ課、文化庁参事官（芸術文化担当））